

# 飼料作物種子品質検査規程

# 飼料作物種子品質検査規程

## 第1 趣 旨

一般社団法人日本草地畜産種子協会（以下「協会」という。）が依頼を受けて行う飼料作物種子の品質検査（以下「検査」という。）の実施については、この規程によるものとする。

## 第2 検査の項目

検査の項目は、次のとおりとする。

- (1) 純度分析（純種子率、夾雑物率、異種子率）
- (2) 発芽試験（種子の発芽率、硬実率）
- (3) 異種子の計数（混入している異種子の種類と率）

## 第3 検査の申請

検査を依頼する者（以下「申請者」という。）は、様式第1号の申請書を協会会長に提出するものとする。

## 第4 検査の実施

検査は、次の場所で行うものとする。

住所 〒069-0822

北海道江別市東野幌 406

一般社団法人 日本草地畜産種子協会 北海道支所

電話 011-382-8989 FAX 011-382-8999

## 第5 検査用種子の提出

申請者は、検査用種子の試料を採取し、当協会北海道支所に提出するものとする。種子荷口からの試料の採取は、別紙1の国際種子検査協会の国際種子検査規程で定めているサンプリング手法に準じて行うものとする。また、提出する試料の数量は、別紙2のとおりとする。

試料の輸送又は保存中に吸湿、破碎、腐敗、異物混入等が起こらないよう、適当な容器又は資材を用いて包装するものとする。

協会会長が必要であると認めた場合は、試料の追加提出を求めることができる。

なお、提出のあった試料は、原則として返還しないものとする。

## 第6 検査の方法

協会は、第5で提出された検査用種子を対象として、国際種子検査協会の国際種子検査規程に準じて検査を行うものとする。

## 第7 検査成績書

協会会長は、検査が終了した時は、申請者に様式第2号による検査成績書を送付するものとする。

検査結果は、第5で提出された検査用種子の結果であり、当該種子荷口全体の結果を保証するものではない。

申請者は、種子荷口全体を対象とした検査結果が必要な場合は、協会に荷口から検査用の試料採取を依頼するものとする。試料採取に要する旅費相当額は、申請者の負担とするものとする。

## 第8 検査料金

検査料金は、検査試料1点当たり6,000円（税別）とする。

検査料金は、協会からの請求書に基づき、申請者が納入する。

申請者が検査の申請後、検査前に申請を取り下げた場合は、検査料金の一部又は全部を払い戻すことができる。

## 付 則

1. この規程に定めない事項で必要があるときは、会長がこれを定める。
2. この規程は令和3年3月25日より実施する。

様式第1号

### 飼料作物種子品質検査申請書

(申請年月日) 年 月 日

一般社団法人日本草地畜産種子協会会長 殿

(申請者)

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

飼料作物種子品質検査規程第3に基づき、下記のとおり検査を申請します。

記

| 種 類     |  | 品 種       |       | 生 産 国 |
|---------|--|-----------|-------|-------|
|         |  |           |       |       |
| 種子の階級   | 荷口の番号  | 荷口の重量(kg) | 試料採取日 |       |
|         |  |           |       |       |
| 種子処理の有無 | <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 (処理の内容 : _____ ) |           |       |       |
| 備 考     |  |           |       |       |

注1 : 検査報告書に種子の階級(「原種子」等)の記述を要する場合は、種子の階級の欄に記入下さい。

注2 : 協会に荷口から検査用の試料採取を依頼する場合は、備考の欄に場所を記入下さい。

様式第2号

発行年月日 年 月 日

## 飼料作物種子品質検査成績書

発行所

一般社団法人 日本草地畜産種子協会

(申請者の記述)

申請者

種類

品種

生産国

種子の階級

荷口の番号

荷口の重量(kg)

試料採取日

### 検査結果

純度

発芽

他作

| 純種子 | 夾雑物 | 物 | 雑草  | 検査 | 正常 | 硬 | 実 | 新鮮 | 不発 | 異常 | 死 |
|-----|-----|---|-----|----|----|---|---|----|----|----|---|
| %   | %   | 種 | 種子% | 日数 | %  | % | % | 芽  | %  | %  | % |
|     |     | 子 | %   |    |    |   |   |    |    |    |   |
|     |     | 子 | %   |    |    |   |   |    |    |    |   |

夾雑物 :

他作物種子 :

雑草種子 :

検査番号

申請年月日

検査終了日

検査員

(別紙1)

### 国際種子検査規程に基づくサンプリング手法

種子荷口からの試料の採取は、国際種子検査協会の国際種子検査規程で定めているサンプリング手法に準じて、次のとおりとする。

- 1 100kg 以下の容器に入った種子荷口における最小限の抽出頻度は次表による。

| 容器の数    | 一次試料を採取する最小限の回数 |
|---------|-----------------|
| 1 - 4   | 各容器から 3 つの一次試料  |
| 5 - 8   | 各容器から 2 つの一次試料  |
| 9 - 15  | 各容器から 1 つの一次試料  |
| 16 - 30 | 種子荷口から 15 の一次試料 |
| 31 - 59 | 種子荷口から 20 の一次試料 |
| 60 以上   | 種子荷口から 30 の一次試料 |

- 2 100kg を超える容器に入った、又は容器に流し入れられている種子荷口における最小限の抽出頻度は次表による。

| 種子荷口の大きさ         | 一次試料を採取する回数                 |
|------------------|-----------------------------|
| 500 kg 以下        | 最低 5 つの一次試料                 |
| 501 - 3,000 kg   | 300kg 毎に 1 つの一次試料、ただし 5 つ以上 |
| 3,001 - 20,000kg | 500kg 毎に 1 つの一次試料、ただし 10 以上 |
| 20,001kg -       | 700kg 毎に 1 つの一次試料、ただし 40 以上 |

注：種子荷口の大きさは正味重量とする。

(別紙2)

## 提出する試料の数量

| 種 類         | 学 名   | 提出試料の最少重量(g) |
|-------------|---|--------------|
| アカクローバ      | <i>Trifolium pratense</i> L.  | 50           |
| アルファルファ     | <i>Medicago sativa</i> L.   | 50           |
| イタリアンライグラス  | <i>Lolium multiflorum</i> Lam.  | 60           |
| エンバク        | <i>Avena sativa</i> L.  | 1000         |
| オーチャードグラス   | <i>Dactylis glomerata</i> L.  | 30           |
| カラードギニアグラス  | <i>Panicum coloratum</i> L.   | 20           |
| ガレガ         | <i>Galega orientalis</i> Lam.   | 200          |
| ギニアグラス      | <i>Panicum maximum</i> Jacq.  | 20           |
| シバ          | <i>Zoysia Willd.</i> 又は <i>Zoysia japonica</i><br>(Steud.)                        | 10           |
| シロクローバ      | <i>Trifolium repense</i> L.   | 10           |
| スーダングラス     | <i>Sorghum bicolor</i> ssp. <i>Drummondii</i><br>(Nees ex Steud.) de Wet & Harlan | 250          |
| スムーズブロムグラス  | <i>Bromus mermis</i> Leyss.   | 90           |
| ソルガム        | <i>Sorghum bicolor</i> (L.) Moench  | 900          |
| チモシー        | <i>Phleum pratense</i> L.   | 10           |
| トウモロコシ      | <i>Zea mays</i> L.  | 1000         |
| トールフェスク     | <i>Festuca anmdinacea</i> Schreb.   | 50           |
| ハイブリッドライグラス | <i>Lolium xhybridum</i> Hausskn.  | 60           |
| バヒアグラス      | <i>Paspalum notatum</i> Flugge  | 70           |
| フェストロリウム    | x <i>Festulolium</i> spp.   | 60           |
| ペレニアルライグラス  | <i>Lolium perenne</i> L.  | 60           |
| メドウフェスク     | <i>Festuca pratensis</i> Huds.  | 50           |
| ローズグラス      | <i>Chloris gayana</i> Kunth   | 10           |

注：上記以外の飼料作物種子については、類似する種類の数量を勘案して決める。

## 飼料作物種子品質検査規程改定経過概要

令和元年5月30日 制定

令和3年3月25日 一部改正

- (1) 国際種子検査規程に基づくサンプリング手法の字句修正
- (2) 植物の学名の一部変更